

事務事業評価シート

(評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		養護老人ホーム入所措置事業				②事業番号		4505	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度		昭和	61	⑤終了予定年度	
								年度	○ 設定なし
⑥根拠法令等		○ 法令		○ 要綱		計画等		その他 法令等の名称	
		条例		規則				老人福祉法	
⑦実施手法		○ 直営		全部委託		一部委託		補助・負担	
								その他	
⑧関連予算科目コード		款		3		項		1	
								目	
								9	
⑨担当部名		健康福祉部		⑩担当課名		長寿社会推進課		会計	
								一般会計	

2. 事務事業の現状把握【DO】

【1】事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位	
① 65歳以上の市民		① 人数(3月31日現在)		人	
②		②			
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位	
環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所措置させる。		① 年度内措置人数		人	
		②			
		③			
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位	
養護老人ホームに入所措置することにより、安心した生活が送られる。		① 措置人数		人	
		計算式			
		② 計算式			
		③ 計算式			
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け			
安心した生活を送ることができるとともに、必要などに適切なサービスが受けられることができる。		政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
		施策大(節)	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
		施策中	2 高齢福祉の充実		
		施策小	1 介護サービスの充実		

【2】各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	人数(3月31日現在)	人	17,337	17,569	17,629	17,700	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	年度内措置人数	人	3	3	2	3	—	
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	措置人数	人	3	3	2	3	—	
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.03	0.12	0.12	0.12		事業費などの推移における特殊要因などの説明
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	241	973	925	925		
	直接事業費	千円	5,741	5,929	4,201	6,464		
	総事業費	千円	5,982	6,902	5,126	7,389		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		—
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	1,343	1,664	1,389	1,313		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	4,639	5,238	3,737	6,076		

【3】事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	経済的、環境上等の理由により居宅において養護を受けることが困難なものの生活の安定を図るため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	被措置者は減少しているが、高齢化が進む中、様々な理由により被措置者が増えることが考えられる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	措置制度によって養護の必要な高齢者に安定した生活の場を提供している。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	老人福祉法に基づいた事業であるため実施の必要がある。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	老人福祉法に基づく事業であり、施設措置費や入所者費用徴収額についても国の指針に基づいたものである。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	高齢者虐待などの困難事例において、施設入所の対応ができなくなり、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定が図れなくなる。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	居宅において養護を受けることが困難な高齢者の安定した生活に寄与している。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	措置は、入所判定委員会で審査のうえ適切に行われており、成果は出ている。この事業は、老人福祉法で定められているとおり実施しなくてはならないため、成果向上余地はない。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	費用については、国の指針に基づいているため現行以上の効率化は困難。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	国の指針を基に、入所者・扶養義務者からの費用徴収額を定めており、適正な水準である。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	老人福祉法に規定される市の責務であること、及び居宅で養護を受けられない高齢者の生存に影響があるため、事業の休止・廃止はできない。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	↓ ＜今後の展開方針＞ a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など	—				
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—				